

# 平成18年度事業計画

## ・基本方針

最近の我が国の経済動向を見ると、地域や業種によって違いはあるものの、企業収益の改善や設備投資の増加を受けて景気は回復しております。一方、県内においては、概ね回復基調を維持しているものの、中小企業を取り巻く内外の経営環境は大きく変わりつつあり、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の下、本県では、つくばエクスプレスをはじめ、高速道路や港湾の整備、百里飛行場の民間共用化といった、陸・海・空の広域交通ネットワークや情報通信基盤の整備が着実に進んでおり、これらを最大限に活用した企業誘致の推進を図るとともに、日立のものづくり技術やつくばの科学技術、東海村に建設中の大強度陽子加速器を有機的に連携させた新たな産業の創出や日本をリードする一大先端産業地域の形成、さらには産学官の連携強化を図り、創造性、自立性に富んだ競争力のある中小企業を育成するための各種施策を進めているところであります。

中小企業振興公社としましては、こうした本県の施策に沿って、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、県民や中小企業から親しまれ信頼される公社を目指し、県や各支援機関との緊密な連携のもとに、企業の実状に応じた実効性の高い事業を行うことを基本に、特に平成18年度は、次の各項目を柱として「産業大県いばらき」を支える県内中小企業やベンチャー企業の支援に努めてまいります。

### 1. 中小企業のものづくり技術を生かした受注販路拡大について

**本県のものづくり産業の実力と優位性を広く首都圏に向けてアピールするため、県、支援機関、経済団体、金融機関、大学、研究機関等との連携のもと、県内中小企業、大手メーカーの参加による「いばらき産業大県フェア」を開催するとともに、特に自動車関連産業を中心とした重点的な技術力の向上や受注販路拡大等の支援に取り組み、ものづくりを行っている中小企業のビジネスチャンスの創出を強力に推進します。**

いばらき産業大県フェア2006の開催（新規）

ものづくり産業活性化プロジェクトの実施（新規）

・ビジネスコーディネーター（4名）の配置

・首都圏展示会への出展支援

受注販路拡大エキスパートの設置

広域商談会、スポット商談会（発注企業からのあっせん申し出に応じて適宜開催する商談会）の開催

インターネットを利用した企業情報提供システムによる企業間取引の活発化支援

### 2. 中小企業の競争力強化について

**強い競争力を備えた企業を育成するために、県、支援機関、経済団体、金融機関、大学、研究機関等との連携を一層強化し、公社の持っている人的、資金的な支援機能を最大限に発揮して、企業に対する経営・技術・金融等の各種支援施策を効果的に展開して**

### **まいります。**

- 無利子の設備資金貸付
- 知的財産戦略推進事業
- 工業技術振興基金による産学官共同研究や国際規格認証取得等への助成
- 開放特許の利活用の促進
- 地域の経済団体，金融機関との支援協力関係の強化

### **3．新事業支援について**

**中小企業の総合相談窓口であるベンチャープラザに，各分野の専門家を配置し，各種相談に応じる他，相談企業に対するフォローアップのための企業訪問を実施するなど，継続的な支援を行うとともに，地域の経済団体や支援機関との連携に基づく出張相談や，支援協力基本協定に基づく金融機関との連携の強化を図りながら，ベンチャープラザが有する機能の一層の活用及び運営の拡充を図ります。**

**また，ベンチャーマーケット事業を引き続き実施するとともに，「茨城県ベンチャー企業支援融資制度」の利用を促進し，ベンチャー企業に対する資金調達や，販売面での支援を行います。**

- ベンチャープラザの機能活用
- 各種専門家による支援の実施
- ベンチャーマーケット開催運営及びフォローアップ
- ベンチャー企業支援融資申込事業説明会議の開催
- 経営革新フォローアップ事業

### **4．情報化，人材育成支援について**

**社会経済活動における情報化が急速に進む中で，ホームページや情報誌等を通じた適時適切な情報提供に努めるとともに，ITを活用した中小企業の情報化を積極的に支援してまいります。さらに簡易版EMS研修を初めとするIT関連や経営に関する各種研修も実施してまいります。**

- 「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用の促進
- 茨城県企業情報提供システムの運営
- 経営に関する各種情報の提供
- IT関連研修、経営関連研修、簡易版EMS研修事業（新規）の実施

### **5．商業の活性化について**

**商店街や中心市街地の活性化を図るために，商工会議所や商工会が行う各種ソフト事業に対する助成を行ってまいります。**

- 商店街競争力強化推進事業
- 中心市街地商業活性化推進事業

## ・事業の概要

### 1. 中小企業の振興に関する事業

#### (1) 下請振興事業

県内の中小企業を取り巻く環境は、北米や中国等への好調な輸出に支えられ景気回復が持続しているのに対して、国内市場においては大企業の調達コストの切り下げ要請や部品調達の海外シフト等の流れが一向に衰えず、また、デフレの影響からも完全に脱却できていないことから、引き続き厳しい状況が続いています。

このため当公社としては、受発注企業の紹介、あっ旋事業に一層力を入れていくとともに、今年度は、新たにビジネスコーディネータを4名配置し、県外の大手企業への売り込みを図り本県企業の一層の受注拡大を目指します（ものづくり産業活性化プロジェクト（新規事業））。なお、受注拡大に当たっては、東京の受注販路支援センターに配置している受注・販路拡大エキスパートとビジネスコーディネータ、産業立地推進本部とが連携を深めることによって、より戦略的に発注案件の県内への誘導を図ってまいります。

さらに、首都圏において本県の自社製品・技術を展示・紹介するフェアの開催（新規事業）、発注企業と受注企業の接点の場となる商談会の積極的な開催、並びに各種見本市等への参加を通して受注機会の拡大を図るとともに、下請取引に関する各種調査や取引に関する苦情・紛争の調停等を実施するなど、下請中小企業の経営の安定化を支援してまいります。

#### 下請振興事業

##### ア. 下請取引あっ旋紹介

- (ア) 受注・発注企業の登録促進
- (イ) 首都圏及び隣接県の発注開拓の強化

##### イ. 商談会の開催

- (ア) 広域商談会 3回
- (イ) スポット商談会（発注企業からのあっせん申し出に応じて適宜開催する商談会） 4回

##### ウ. フェアの開催

- (ア) いばらき産業大県フェア（東京ビッグサイト：2日間）（新規） 1回

##### エ. 各種見本市への参加

- (ア) 機械要素技術展（東京ビッグサイト：3日間）（新規） 1回
- (イ) 中小企業総合展（東京ビッグサイト：3日間） 1回

(ウ) 彩の国ビジネスアリーナ（さいたまスーパーアリーナ：2日間）	1回
オ．下請取引安定のための調査及び資料の収集配布	
(ア) 発注企業実態調査	1回
(イ) 受注登録企業の設備等調査	
(ウ) 「受発注ニュース」の提供（FAX，情報誌）	
(エ) 受注企業名簿の作成・配布	
(オ) 発注企業の情報収集（発注企業との懇談会開催）	
カ．下請取引にかかる苦情相談	
下請中小企業振興法，下請代金支払遅延等防止法の普及，啓発	
(ア) 取引に関する苦情相談の受理	
(イ) 顧問弁護士の設置	1名
(ウ) 苦情紛争処理委員会の開催	1回
(エ) 下請取引条件調査（受注企業実態調査）	1回
キ．下請取引情報化推進	
(ア) 登録企業のデータベース化（オンラインネットワーク）	
(イ) インターネット等によるあつ旋関連情報の提供	
(ウ) 企業情報提供システムによる企業データの一般公開	
ク．広域あつ旋業務推進	
(ア) ブロック別下請問題連絡会議	4回
ケ．受注・販路拡大エキスパート事業	
首都圏を中心とした発注案件の開拓並びに自社製品等の販路支援	
(ア) 受注・販路拡大エキスパートの設置	2名
ものづくり産業活性化プロジェクト（新規）	
(ア) ビジネスコーディネータの配置	4名
(イ) 研究会活動の支援	
(ウ) 受注・販路拡大支援（展示会出展支援：機械要素技術展）	1回

## (2) 工業技術振興基金事業

県内中小企業は、経済のグローバル化に伴う大企業の海外生産移転の進展や、相次ぐ受注単価の引き下げなどで、厳しい経営環境下であり、経営革新の推進、新製品・新技術開発等によって自立化を図っていくことが重要な課題となっています。

このため中小企業の競争力強化に対する支援として、国際規格認証取得支援助成（ISO14001シリーズの新規取得を対象）、及び新製品・新技術の販路開拓に対する見本市等出

展支援助成を実施するとともに、産・学・官による新しい技術課題の共同研究事業を実施することで産学連携の促進を図ります。

ア．助成事業

(単位：円)

事業名	件数	助成額
国際規格認証取得支援助成	10	5,000,000
見本市等出展支援助成	10	5,000,000
計	20	10,000,000

イ．委託事業

(ア) 産・学・官共同研究 1件 5,000,000円

ウ．新分野進出・技術力向上・新製品等販路開拓の支援

(ア) セミナーの開催 3回

**2．創業やベンチャー企業を支援する事業**

**(1) 新事業支援事業**

本県の産業が持続的発展を実現していくためには、新しい企業が次々生まれるような支援環境を整える必要があり、このため総合相談窓口を設置し、県内の各産業支援機関との連携強化を図りながら、研究開発や新分野進出などの創造的な事業活動に取り組む企業や起業家に対して、研究開発から事業展開に至るまで一体的かつ効率的な支援を行い、新事業の創出を図ってまいります。

また、「ヤングベンチャービジネスプランコンペいばらき」の実施による学生等の起業意欲の喚起、経営面や技術面において課題を有する企業への各種専門家の派遣による課題の解決、事業可能性評価委員会によるビジネスプランの事業化可能性等についての評価・助言、いばらきベンチャーマーケットによるベンチャー企業等とパートナーとのマッチングの場の提供などベンチャー企業並びに経営革新等に取り組む中小企業等への総合的な支援を実施します。

さらに、経営革新フォローアップ事業等により継続的な支援を行うことで、経営革新計画を実行する企業等に対して、経営革新の実現を支援してまいります。

併せて中小企業に対する研修会を開催するなどして新連携など国の支援策等の有効活用を促してまいります。

ア．創業支援事業

(ア) コーディネーター等専門家の設置による総合相談窓口の運営及び起業家、ベンチ

ベンチャー企業等の支援	
(イ) 窓口の利用促進	
(ウ) ベンチャーマーケット構築事業	2回
イ．研究開発支援事業	
(ア) デザイン開発能力の向上支援及びデザインフェアの開催	1回
ウ．販路拡大支援事業	
(ア) ベンチャーテクノフェアの開催	1回
エ．人材育成事業	
(ア) ヤングベンチャービジネスプランコンペいばらき	
オ．専門家会議運営事業	
(ア) 事業可能性評価委員会の開催	3回
カ．経営革新フォローアップ事業	
(ア) 経営革新計画が承認された企業に対するフォローアップ	10社
キ．専門家派遣事業	
(ア) 中小企業マネジメントエキスパート派遣事業	150日
(イ) 中小企業テクノエキスパート派遣事業	590日
ク．中小企業新事業展開支援普及促進事業	
(ア) 「ものづくり新法(案)」の普及・啓発に向けたセミナー等の開催(新規)	2回

## (2) 知的所有権センター事業

我が国は産業競争力を高め、経済社会全体を活性化するため、「知的財産立国」の実現に向けて取り組んでいます。

このような中、地域の活力を担う中小企業が競争力を高め、新たな事業展開を図っていくためには、特許や製造技術などの知的財産を効率的に活用していくことが重要であります。

このため、大学や研究機関等と中小企業との技術交流の機会を設けるとともに、技術シーズ(アイデア、技術など)についての事業化に関する課題の整理や共同研究など中小企業側の視点からのシーズ利用検討会を増やして、新製品・新技術の開発等の競争力強化を知的財産活用の側面からよりきめ細かに支援してまいります。

また、特許流通アドバイザーを配置し、提供可能な特許の発掘、導入ニーズの把握をはじめ、ライセンス契約に至るまでの幅広く技術移転の仲介支援を行うとともに、特許情報

活用支援アドバイザーを配置して、特許情報検索技法の習得・向上、より効果的な特許取得・管理など、特許情報の有効活用を促進・支援するための相談・アドバイスを実施します。

ア．公報等閲覧整備事業

- (ア) 特許公報等の閲覧
- (イ) 特許マップ等特許関連情報の提供

イ．特許情報の活用支援

- (ア) 特許情報の提供
- (イ) 特許情報活用支援アドバイザーによる助言・支援
- (ウ) 講習会・説明会の開催 12回

ウ．特許技術等の移転推進

- (ア) 開放特許の登録促進
- (イ) 開放特許のデータベース化と提供
- (ウ) 開放特許データベースの検索支援
- (エ) 技術導入希望企業の巡回指導 160件
- (オ) 技術移転促進指導 360件
- (カ) 特許流通アドバイザーによる助言・支援
- (キ) 特許技術紹介斡旋 60件
- (ク) 特許流通フェアへの出展（東京会場） 1回

エ．知的財産戦略推進事業

- (ア) 大学・研究機関との交流会の開催 3回
- (イ) シーズ利用検討会の開催 8回

オ．ベンチャープラザ等との連携による創業支援

- (ア) 創業支援

### 3．情報，環境，国際化，人材育成支援事業

ブロードバンドの普及などIT環境の整備が進む中で、中小企業においても、ITを積極的に活用し経営力を強化することが求められています。

このため、販路拡大や企業のイメージアップ等を支援する「茨城県企業情報提供システム」の活用促進を図るほか、メルマガや情報誌を通じて国や県等の支援施策やITなどに関する情報を提供します。

特に、今年度は、国や県など支援機関等の情報を提供するビジネス支援サイト「コラボレートいばらき」と、当会社ホームページを統合し、より効果的な情報提供を行います。

さらに、簡易版EMSの取得を考える中小企業が増加したことから、新たに当システム

についての講習会を開催します。

また、「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用を促進するため、県や市町村との連携を図りながら、工業団地立地企業等の高度なIT化支援に努めてまいります。

このほか、海外展開を図る中小企業を支援するため、国際ビジネスに関する相談や、実務研修・セミナー等を開催します。

コラボレート：「共働」「協力」といった意味で、企業などが共同作業や共同開発などで協力しあい、ともに発展して行くといった意味。

簡易版EMS：ISO14001シリーズの簡易版であり、計画・実施・点検・見直しを繰り返し継続的に環境負荷を低減させていく環境マネジメントシステムのこと。簡易版の種類として、KES，エコアクション21，エコステージ等があります。

#### (1) 情報化等支援事業

##### ア．情報化支援

(ア) 「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用促進

(イ) 茨城県企業情報提供システムの運営

##### イ．情報提供

(ア) 中小企業情報誌「Wing 21 いばらき」による情報提供 12回（5,000部/回）

(イ) 公社ホームページを通しての情報提供 随時

(ウ) 中小企業実態調査 1回

(I) 各種相談による情報提供 随時

#### (2) 国際ビジネス支援事業

(ア) 貿易実務セミナーの開催 1回

(イ) 貿易実務者研修 1コース

(ウ) 貿易相談の実施 24回

#### (3) 研修事業

(ア) 簡易版EMS研修事業（新規） 2回

(イ) IT関連研修（受益者負担） 5回

(ウ) 経営関連研修（受益者負担） 4回

### 4．中小企業の設備導入を支援する事業

#### (1) 設備資金貸付事業

本事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者等が創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入する場合に、「無利子貸付」を行うものです。中小企業



の一部には、受注量の増加の動きも見えはじめ、設備導入による競争力強化を積極的に行う企業が期待されることなどから、更に制度の周知を図り、利用促進に努めます。

貸付に当たっては、申請企業の経営状況や貸付の妥当性等についての貸付診断を実施し、適切な貸付や経営助言に努めます。また、中小企業設備近代化資金貸付事業に係る不良債権回収等の債権管理を県から受託するほか、中小企業設備近代化資金償還の円滑化を図るため、預かった約束手形の保管や回収などを行います。

#### ア．設備資金貸付事業

##### (ア)事業規模

区 分	貸 付 件 数	事 業 額
設備資金貸付	70 件	700,000 千円

##### (イ)貸付利率

貸付対象設備購入費の2分の1以内を無利子貸付

##### (ウ)貸付額

50万以上4,000万円以下

##### (エ)資金計画

借入先 : 茨城県700,000千円(無利子)

#### イ．設備資金貸付診断事業

事 業 名	件 数
設 備 資 金 貸 付 診 断	70 企業
設備資金貸付診断事後助言	50 企業

#### ウ．債権管理受託事業

##### (ア)中小企業設備近代化資金貸付事業に係る債権管理

#### エ．中小企業設備近代化資金償還準備金積立事業

##### (ア)預かり約束手形の整理、保管、回収、県への償還

## (2) 設備貸与事業

本事業は、平成16年度から休止しており、過年度分の債権回収業務が中心になっております。本年度は特に、平成16年度に設置した債権管理検討会及び債権回収強化月間を設けての回収対策を引き続き実施し、会社の総力を挙げて未収債権の回収に努めます。

#### ア．未収債権の件数と金額

件 数	未 収 債 権 額	摘 要
12 企業	106,465 千円	

### (3) 県単独機械類貸与事業

本事業は、平成15年度から休止しており、平成18年度は設備貸与事業と同様、公社の総力を挙げて過年度分の債権回収業務を遂行します。

#### ア．未収債権の件数と金額

件数	未収債権額	摘要
8 企業	65,410 千円	

## 5．商業活性化推進事業

伝統や文化を継承し、地域住民の暮らしの中で、生活の利便や潤い、更には豊かさを提供してきた商店街は、消費者ニーズ、ライフスタイルの変化、中心市街地人口の減少等による都市構造、交通体系の変化等により賑わいがなくなり厳しい状況に置かれています。

しかし、本格的な高齢化社会の中で、地域住民の日々の生活を支えるうえで、新たな商業環境、新たな時代に対応した身近な商店街の活性化を図ることは重要な課題となっています。

このため、これ等に対応するための支援として、県が実施している商店街再生総合支援事業と連携を密にしながら、総額16億円の基金を効率的に運用し、その運用益により、地域の商店街組合等が活性化に向け実施する戦略的なソフト事業に対して助成を実施します。

また、中心市街地における中小商業の活性化を図るため、総額12億円の基金を効率的に運用して商工会議所・商工会や市町村の認定を受けた街づくり機関（「TMO機関」）が実施するソフト事業に対して助成を実施します。

### (1) 地域商店街パワーアップ事業（商店街競争力強化推進事業）

#### ア．助成事業

事業名			
商店街の競争力を強化するための基本構想策定事業			
高齢者や障害者が利用しやすいまちづくりのための事業			
環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業			
商店街等の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図るための事業			
商店街等の創意工夫を活かし、個性の創出・発展を図るための事業			
助成件数	3 件	助成額	4,700,000 円

イ．助成対象事業者

商店街振興組合，商工会，商工会議所等

ウ．助成率等

○助成率 3 / 5 ~ 1 / 2

○助成限度額 10,000千円

(2) 中心市街地商業活性化推進事業

ア．助成事業

事業名			
コンセンサス形成事業 (商業関係者，地域住民等の合意を形成する事業)			
テナント・ミックス管理事業 (商業集積としての魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業)			
広域ソフト事業 (複数の商店街に活性化のための広域的な商店街活動事業)			
事業設計・調査・システム開発事業 (商業活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業)			
助成件数	6件	助成額	26,200,000円

イ．助成対象事業者

中心市街地活性化法に基づき，市町村の認定を受けた街づくり機関

(商工会，商工会議所，第三セクター等)

ただし，コンセンサス形成事業については街づくり機関として市町村の認定を受けようとする商工会，商工会議所等も対象となる。

ウ．助成率等

○助成率 9 / 10

○助成限度額 10,000千円